

# 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 を踏まえた預金等規定改定のお知らせ

2019年8月23日  
阿波銀行

マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対策強化が国際的に求められており、金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表するなど、官民で対策が進められています。

当行ではこれらを踏まえ、2019年10月1日から預金等規定を改定いたします。

本件改定に伴い、新規取引開始時のほか、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じて、お取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により確認させていただく場合があります。その際に、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、各種質問へのご回答や資料等のご提出について適切にご対応いただけない場合は、やむを得ずお取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただくことがあります。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

## 1. 改定対象となる預金等規定

当座勘定規定	定期預金共通規定	
当座勘定規定(専用約束手形口用)		
普通預金規定		
貯蓄預金規定		
総合口座取引規定		
後見制度支援預金規定		
無利息普通預金(決済用預金)規定		
納税準備預金規定		
通知預金規定(通帳式)		
通知預金規定(証書式)		
定期積金規定		
譲渡性預金規定		
外貨普通預金規定		期日指定定期預金(ニューしあわせ)規定 自動継続期日指定定期預金規定 自由金利型定期預金(スーパー定期)(M型)規定 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 自由金利型定期預金規定 自動継続自由金利型定期預金規定 あわぎん利息分割受取型定期預金規定 変動金利定期預金規定 自動継続変動金利定期預金規定 あわぎん福祉型優遇定期預金規定 積立式定期預金規定 あわぎん年金定期預金規定
外貨定期預金規定		
非居住者円普通預金規定		
非居住者円定期預金規定		
外貨積立預金規定		
為替特約付外貨定期預金規定		
	財産形成預金規定(一般財形) 財産形成住宅預金規定(財形住宅) 財産形成年金預金規定(財形年金)	

## 2. 改定内容(例:普通預金規定)

以下の条項を新設・追加いたしました。なお、普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

※改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

## 普通預金規定（抜粋）「振込金の受入れ」条項の一部追加

### 3.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときは、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 省略

## 普通預金規定（抜粋）「預金の払戻し」条項の一部追加

### 5.（預金の払戻し）

- (1) ～ (4) 省略
- (5) この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

## 普通預金規定（抜粋）「取引の制限」条項の新設

### 13.（取引の制限）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令名等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前三項の取引等の制限を解除します。

## 普通預金規定（抜粋）「解約等」条項の一部追加・変更

### 14.（解約等）

- (1) 省略
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
  - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
  - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑥ 第13条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
  - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) ～ (5) 省略